

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	児童福祉施設指導監査事業				事業コード	2245
担当課等	所属名	保健福祉部 地域福祉課	担当係名			
	課長名	保健福祉部 地域福祉課 沼田由子	担当者名	盛合和夫	電話番号	3554

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード 1	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード 6
	基本事業	保育環境の充実	コード 1	関連予算 費目名	一般会計 3款 2項 1目 保育所等指導監督事業 (019-01)	
	特記事項					
事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度				⇒ (開始年度 平成20年度～)	
事務事業の概要	児童福祉法に基づき、福祉諸法、関係法令に照らし児童福祉施設最低基準等の適合状況ごとに明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずる。					
根拠法令等	児童福祉法第35条・46条・59条、児童福祉法施行令第38条、児童福祉施設指導監査実施要領(平成20年市長決裁)、認可外保育施設指導監督等要領(平成20年市長決裁)					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
児童福祉施設(私立の保育所、母子生活支援施設及び助産施設)の指導監督に関する事務及び認可外保育施設の立入調査に関する事務は、児童福祉法の規定により都道府県知事が行うこととなっており、盛岡市においても、平成20年4月1日に中核市に移行したことにより、岩手県からの移譲事務として開始された。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
平成22年度から社会福祉法人指導監査部門と児童福祉施設指導監査部門が地域福祉課に一元化され、指導監査に係る窓口が一本化されたことを評価する意見がある。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
平成22年度から社会福祉法人指導監査部門、老人福祉監査部門との組織一元化を図っている。就労機会の増加などによる保育需要の高まりから、今後、保育施設(私立保育所及び認可外保育施設)の増加が見込まれることから、監査マニュアルの活用など実地監査の効率化を進める必要がある。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	市内に設置されている私立児童福祉施設(私立保育所・私立母子生活支援施設、助産施設)及び認可外保育施設	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 私立児童福祉施設の数	単位	か所
				B. 10月1日現在における認可外保育施設の数	単位	か所
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 私立児童福祉施設の指導監査及び認可外保育施設の立入調査を実施し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講じた。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 私立児童福祉施設の指導監査及び認可外保育施設の立入調査を実施し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講じる。	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 監査を実施した児童福祉施設の数	単位	か所
				B. 立入調査を実施した認可外保育施設の数	単位	か所
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	私立児童福祉施設(私立保育所・私立母子生活支援施設、助産施設)及び認可外保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者処遇の向上を図る。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 「指摘なし」と「口頭指導のみ」の私立児童福祉施設の数 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	か所
				B. 「指摘なし」と「口頭指導のみ」の認可外保育施設の数 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	か所
				C. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	良好に保育される 安心して働ける	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	待機児童数(4月1日現在)(単位:人)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	私立児童福祉施設の数	か所	36	37	40	40	43	44	26年度 46
対象 指標B	10月1日現在における認可外保育施設の数	か所	34	35	31	32	32	33	26年度 35
対象 指標C									年度
活動 指標A	監査を実施した児童福祉施設の数	か所	36	36	40	40	43	44	26年度 46
活動 指標B	立入調査を実施した認可外保育施設の数	か所	34	35	31	32	32	33	26年度 35
活動 指標C									年度
成果 指標A	「指摘なし」と「口頭指導のみ」の私立児童福祉施設の数	か所	5	4	8	16	18	20	26年度 24
成果 指標B	「指摘なし」と「口頭指導のみ」の認可外保育施設の数	か所	6	7	10	8	11	14	26年度 20
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	359	253	521	234	544	544	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	359	253	521	234	544	544	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	359	253	521	234	544	544	*****
延べ業務時間数		時間	2,592	2,592	2,547	2,367	2,542	2,542	*****
職員人件費 (B) (臨時職員賃金は、事務費に含む)		千円	10,368	10,368	10,188	9,468	10,168	10,168	*****
トータルコスト (A) + (B)		千円	10,727	10,621	10,709	9,702	10,712	10,712	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 平成22年度から社会福祉法人と老人福祉施設等との指導監査業務を一元化したことで、業務の効率化と従事者が全ての監査を担当することによる知識の集積と技術の向上が図られ、もって監査等の対象となる私立児童福祉施設(私立保育所・私立母子生活支援施設、助産施設)及び認可外保育施設の円滑な業務運営に適切な指導を行うこととする。
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 私立児童福祉施設(私立保育所・私立母子生活支援施設、助産施設)の指導監査の事務及び認可外保育施設の立入調査等の項目が多岐にわたることから、業務水準の維持が問題となるが、市児童福祉課及び岩手県との情報交換や専門機関での研修派遣や内部研修の充実などにより、市としての業務体制を確立する。

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり	 (2)全体総括(振り返り、反省点) 22年度から社会福祉法人の指導監査と施設監査について一元化を図った。監査日時が1日のできるなどのメリットもあったが改善すべき点もあった。 今後とも各施設の保育の質と処遇の向上に向け適切な指導ができるよう知識・技術の研鑽に努め、事業の充実を図る必要がある。
	今後の方向性と改革改善案 ☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携  方向付けの理由と改革改善の内容 社会福祉法人の指導監督と施設監査の一元化を図ったことから、今回の改善が生かされるよう、更なる監査の充実に向け検討していく。	